

家庭的保育事業について

委託事業を廃止する理由

5年間家庭的保育事業を公営（委託）にて実施してきたが、事業目的の一つである多用な保育サービスの充実という観点からは、施設型の保育所の希望が多いことや保育時間の関係などから利用希望が低く想定した成果が上がっていない状況であった。

また、待機児童対策として保育量の拡大という観点からは、子ども子育て支援計画で既存保育園の定員拡大や保育施設の誘致により目的を達成することとしており、計画の着実な推進により必要量の確保は達成できる見込みであることや、保育者一人あたりの受入れ人数が少なく大きな効果が見込めない状況です。

そのため、家庭的保育事業が市町村以外の民間事業者による実施も制度化されたことから、公営（委託）での実施の有効性は低いと判断し委託事業は廃止します。

事業経緯

平成12年に保育対策等促進事業（待機児童解消促進等事業）として創設され、平成21年には約80か所の都市で実施された。

平成22年4月には、保育所における保育を補完するものとして改正児童福祉法に位置づけられた。

平成27年4月には、子ども子育て支援新制度（子ども子育て支援法の成立及び関連する法律の改正）が開始し、地域型保育事業に位置付けられたことにより、市町村又は市町村の認可を受けた民間事業者が行うことができることとされた。

平成28年4月現在で家庭的保育者は2人となります。

今後について

保育所での保育士資格の弾力的運用により、家庭的保育者が保育士総数として算定されることとなっているため、これまでの保育の経験を活かせるよう、補助者も含めて意向を伺い、希望がある場合には、公立保育園や私立保育園での雇用あっせんを行っていきます。